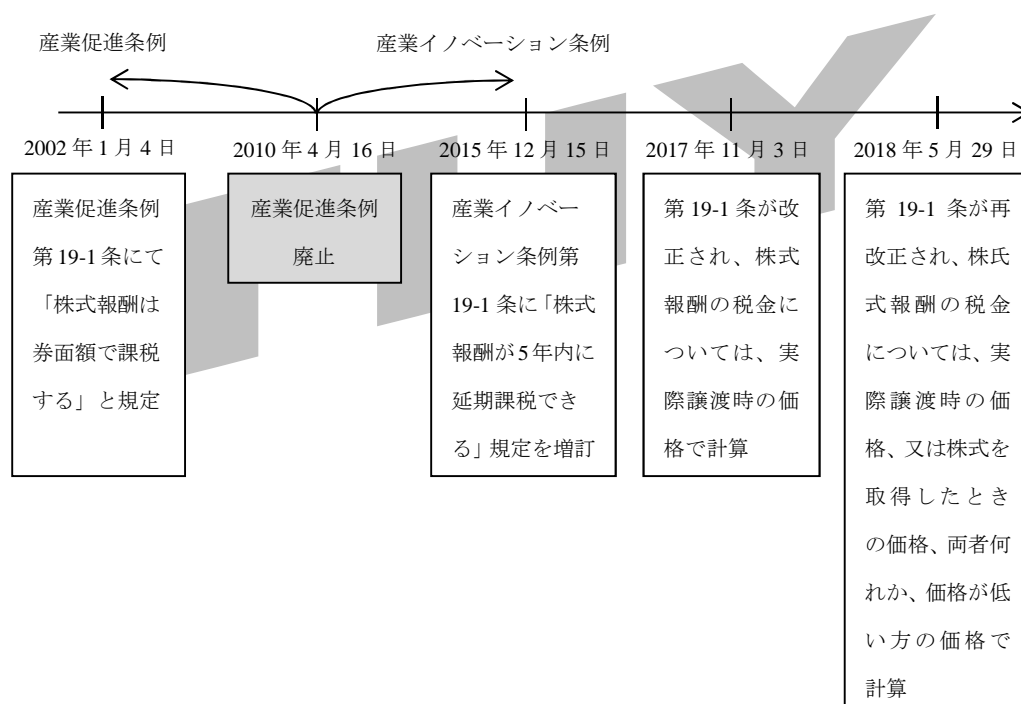


本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

株式報酬制度に係わる税制改正

1990年12月28日台湾立法院は、「国際化・自由化・制度化」及び「国民生活品質の向上」の経済発展政策の下、「産業促進条例」を制定した。制定された当初、本条例に於いては株式報酬制度に関連する規定は設けられておらず、2002年1月4日本条例第19-1条が制定されるまで、税制に関する内容については述べていない。2009年末、産業促進条例は廃止され、2010年4月16日新たに「産業イノベーション条例」が設けられた。しかし、産業イノベーション条例が制定された当初と同様、株式報酬に係わる税制の特別規定がなく、2014年5月30日、2015年12月15日、2017年11月3日、2018年5月29日の四度にもわたる改正が行われた後、ようやく2015年12月15日の改正案にて株式報酬に係わる税制が取り上げられるようになった。

◆ 株式報酬制度に係わる税制改正の経緯



本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。